

First Take

SEC気候関連開示規則案：銀行が注目すべき10の要点

米国証券取引委員会（SEC）は、3月21日、[気候関連開示規則案](#)を公表しました。本規則案は、銀行を含む上場企業に対し、温室効果ガス（GHG）排出量や、気候関連リスク、そのリスク管理方法等の開示を求めるものです¹。本提案は、気候関連リスクの増大や低炭素経済への移行に関する企業の対応状況を把握したいという投資家からの要請の高まりを受けたもので、SECの関連対応としては初めてのものになります。本提案によって、気候関連リスクは、現行の任意開示から強制開示となり、企業にとって規制上の義務が強化されるものと言えます。

現在、金融機関は、気候変動の影響への対応を求めるさまざまなステークホルダーからのプレッシャーを受けてすでに取り組みを始めており、グラスゴー・ネットゼロ・フィナンシャル・アライアンス（Glasgow Financial Alliance for Net-Zero：GFANZ）において450以上の金融機関（資産合計130兆米ドル超）がGHG排出量ネットゼロの取り組みにコミットしています。米国におけるグローバルなシステム上重要な銀行（GSIB）の大半も、2030年までに自行のGHG排出量を削減し、2050年までには投融資先の排出量も削減するという[イニシアティブ](#)に署名しています。本規則案では、GHG排出量ネットゼロの目標を達成するための戦略を説明し、その目標達成に向けた進捗状況を年次で開示することが要求されていますが、（前述のような）GHG削減へのコミットメントを公表している機関にはさらに高い要求が課されることになります。

本規則案における銀行の開示項目は、気候関連リスクが銀行の戦略、ビジネスモデル、財務予測に与える影響、およびそれらのリスクを管理するためのガバナンス態勢・プロセスです。また、より先進的な気候関連リスク管理体制が整備されている銀行に対しては、定性的な情報開示に係る期待がより高く、例えば、シナリオ分析を行っている場合はシナリオ分析手法・分析結果の詳細を開示することが求められます。このように詳細な内容を公表することが期待され、他行と比較されることになると、気候関連リスク管理のさらなる強化に動き出す銀行もあるかもしれません。一方、母国の規制当局が関連規制を整備していない場合には、当該国の銀行各行は高まるプレッシャーを踏まえつつ、どこまで対応するかについてバランスを取る必要があるでしょう。

なお、本規則案によると、SECは2022年の年末までに最終規則を発効させることを目指しています。その場合、2024年には、GSIBのみならず多くの大手地方銀行を含む「大規模早期提出会社」は気候関連の開示を行うことが義務付けられることとなります（本規則案が提示する各種期限の概要は本書の付録をご参照ください）。本規則案においては対応負荷が軽い要求事項もありますが、提案されている時間軸では準備期間が比較的に短いため、金融機関はなるべく早く対応に着手すべきです。

¹ 本規則案の要求事項の詳細については、PwCの「[Firsck look at the SEC's climate disclosure proposal](#)」を参照ください。

1. 気候関連リスクとGHG排出量の開示要求の強化：

本規則案は、銀行に対して、GHG排出量および気候関連リスクエクスポージャーについて、具体的な詳細を開示するよう提案しています。一部の銀行は、ここ数年、気候関連リスク情報を任意に開示してきましたが、開示内容・程度の点で銀行間で著しいばらつきがみられました。例えば、SECによる最近の年次報告書の分析によると、銀行の年次報告書のうち、気候関連のキーワードが含まれていたものはわずか21%にすぎませんでした。本規則案は、企業が投資家に提供する定量的情報と定性情報の両方を標準化することを目指しています。なお、本規則案はGHGプロトコルに従うこと²を明示的に要求しているわけではありませんが、企業が開示を求められるであろう排出のさまざまな「Scope」に関して、同プロトコルにおける表現を多く利用しています。本規則案においては、銀行は、「企業が所有する又は経営支配している排出源から生じる直接的なGHG排出」と定義されるScope1に該当する排出量、および「主に企業が購入および消費した電力から生じる排出」と定義されるScope2に該当する排出量の開示が要求されています。さらに、一部の銀行は、Scope3（「Scope2に該当しない他のすべての間接的な排出」と一般に定義されるもの）の排出量を報告する必要があります（右記のポイント2を参照）。また、本規則案は、GHGプロトコルに加え、気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）が策定した報告フレームワークも活用しています。

本規則案の重要な点は、管理プロセス・方法が整備されているとは言えないトピックについても、実質的に投資適格な水準にまで報告内容の質を充実させる必要があるということです。そのためには、銀行は、すでに整備されている財務報告のインフラストラクチャを、気候関連データを含む形で再構築する必要がありますが、これは、会社全体でかなりの変革・統合・スキルアップを要します³。本規則案は、この種の規則として米国で初めて公表されたものですが、グローバルではすでに規制化の動きがみられます。例えば、欧州およびアジアの多くの規制当局はすでに開示要求事項の策定を開始しており、英国企業は2022年4月から気候関連リスクデータの報告を開始する見込みです。そのため、グローバルな金融機関の多くはすでにSECの期待事項への対応への準備ができているかもしれません。一方、静観スタンスをとっていた米国拠点の銀行は、気候関連情報をシステムやプロセス、統制に全面的に組み込む対応を今すぐ開始する必要があります。

2. 多くの銀行がScope3に該当：

本規則案において、大規模な上場企業⁴はScope3の排出量を「重要性がある場合、または（SEC）登録企業自身が設定したGHG排出量削減の指標・目標にScope3の排出量が含まれる場合」に報告することとしています（銀行や他金融機関のScope3排出量には、一般にファイナンス・エミッション（financed emission）と呼ばれる投融資先のGHG排出量も含まれます）。多くの大手銀行が2050年までに保有ポートフォリオについてGHG排出量ネットゼロに係るコミットメントを公表したり、関連のライアンスに加盟しているため、これらの銀行は（SECがScope3の排出量を開示することを期待している）要報告会社に該当する可能性が高いと見込まれます。このため、これらの金融機関は、いずれのコミットメントによってScope3の開示が必要となる可能性があるか、明確にするようSECに要請する可能性もあります⁵。また、そのようなコミットメントを公表していない金融機関はコミットメントを控えるかもしれませんが、そのような場合でも「自行のバリューチェーンのScope3の排出量が投資家にとって重要性があるか」という基準に該当するか検討する必要があります。この点について本規則案では、「企業はSECによる重要性の定義および重要性に関する判例⁶に依拠する必要があります」と記載されるとともに、「企業はScope3の排出量が当社GHG排出量全体の中で比較的大きな部分を占めているかすべき。なお、一部の企業はこの閾値を40%に設定している」と提案されています。後者に照らすと、直接的排出量（Scope1）または購入排出量（Scope2）が比較的少ない銀行では、Scope3排出量が当社GHG排出量全体の40%を上回っている可能性があることから、（コミットメント未済でも）重要性の基準からScope3の開示が必要になるかもしれません。また、SECおよび投資家は銀行が定めた重要性の定義に対して異議を述べることができ、また多くの金融機関がすでにGHG排出量ネットゼロの目標にコミットしていることを踏まえると、多くの銀行にとって「Scope3の排出量を報告する必要はない」という主張を受け入れてもらうことは難しいかもしれません。

3. Scope3のセーフハーバールール：

本規則案は、Scope3の排出量について、第三者からの情報収集に関する課題を認識しており、そのような課題に対応する規定を設けています。具体的には、Scope1およびScope2の最初の報告から1年が経過するまでは開示を要求されないことに加えて、合理的な根拠を有するScope3のデータは虚偽であるとみなされないというセー

² GHGプロトコルは、世界資源研究所と可能な開発のための世界経済人会議によって作成された算定メソッドロジーです。

³ 詳細については、PwCの「[SEC climate disclosures and your company: How you can prepare today for investor-grade, tech-enabled reporting](#)」をご覧ください。

⁴ Scope3の報告は、「大規模早期提出会社」「早期提出会社」「非早期提出会社」にのみ適用され、小規模の報告企業は免除されます。

⁵ 例えば、ネットゼロのコミットメントは特に行っていないものの、出張といった特定の活動からの排出量を削減することにコミットした金融機関は、Scope3の排出量全体ではなく、この特定のコミットメントに関連する開示を行う必要があるか（それ以外にScope3の排出量に重要性があると判断されない場合）という点を明確にするよう要請する可能性があります。

⁶ 本規則案は、次の最高裁判所の判例を引用しています。「有価証券を売買するかどうか、あるいはどのように議決権を行使するかを判断する際に、合理的な投資家がそれを重要と考える相当の可能性がある場合には、重要性がある」。

フアーバールールが適用されます⁷。これは、第三者または借入人から入手可能なデータが限られている可能性や、Scope3の排出量の算出について（本規則案で）定められた手法がない点について銀行が対応する上で、一定の救済措置となります。また、本規則案は、ファイナンス・エミッションを算出するための特定の手法も定めておらず、現在、PCAF基準⁸を適用すべきかについて意見を募集しています。PCAFには、「すべての資産クラスを対象としていない」、「議論の余地のある算出手法がいくつかある」、といった限界も存在しますが、独自の手法を開発していない銀行にとっては、効率的な出発点となりえます。なお、すべての提出会社が同じ算出手法を用いたとしても、当面の間は、「完全に比較可能で首尾一貫したScope3の開示」という目標を達成することはできないと想定されています。本規則案では、「当初、銀行はScope3の排出量データを生成するために、見積りや仮定に著しく依拠する必要がある」との可能性を認識していますが、同時に、Scope1および2の排出量を開示する上場企業（サプライヤーや借入人）が増えれば報告の精度が高まるものと期待されています。

4. GHG削減の先進企業への要求の高まり：

本規則案は、関連するコミットメントを行った企業に対してScope3の排出量報告を要求することに加えて、先進的な気候関連リスク管理体制を整備している企業に対して、より詳細な開示を要求するその他多くの規定を設けています。具体的には、GHG排出量削減の指標またはその他の気候関連コミットメントを開示した企業は、目標とする期限および中間目標に関する情報を提供する必要があります。また、目標達成のための方法や、関連する進捗状況および費用についても開示することが求められます。例えば、カーボンオフセットを利用する計画を公表している場合、各年度におけるそれらオフセットの価値やコスト、リスクに係る最新情報を提供する必要があります。また、インターナルカーボンプライシングを採用した企業は、その価格や価格決定方法、気候関連リスク管理上の利用方法を開示する必要があります。このように気候に係るコミットメントを公表すると情報開示要請が強くなることを踏まえると、短期的に企業が目標設定を思いとどまるという、意図しない結果が生じる可能性があります。

⁷ 具体的には、本規則案のセーフハーバールールは、SEC登録企業が行う、またはSEC登録企業に代わって行うScope3の排出量の開示は、その記載事項が合理的な根拠なく行われたり、もしくは合理的な根拠が無いと確認された場合、または誠実に開示されていない場合を除き、虚偽の記載とはみなされず、と定めています。

⁸ 「Partnership for Carbon Accounting Financials' Global GHG Accounting & Reporting Standard」は、金融機関がファイナンス・エミッションを算出するために策定され、現在6つの資産クラス（上場株式・社債、ビジネスローン・非上場株式、プロジェクトファイナンス、商業不動産、住宅ローン、自動車ローン）を対象としています。昨年2021月に、PCAFは、グリーンボンド、ソブリン債および排出除去活動への投融資に係る方法を提案しました。

5. シナリオ分析の問題：

本規則案では、対象企業が気候関連リスク評価においてシナリオ分析を活用した場合には一定の詳細開示が求められますが、一部企業に配慮し、シナリオ分析の実施を義務付けていません。現在、その他の法規制においても、米国銀行に気候シナリオ分析を義務付ける規制・規則はありません（ただし、規制当局はその有用性を高く評価しており、連邦準備制度理事会は現在独自に検討を行っています）。このように現在、米国銀行にとって気候シナリオ分析は任意ながら、銀行が物理的リスク・移行リスクが戦略やビジネスモデル、財務に及ぼす影響を開示するにあたっては、何らかの形でシナリオ分析を行うことが必要であるものと考えられます。また、多くのGSIBは、欧州中央銀行やシンガポール金融管理局、その他グローバルな規制当局の期待に沿って気候シナリオ分析を開始していますので、これらの銀行は実質的に開示が必要になると言えるでしょう。また、シナリオ分析をまだ実施していない銀行は、分析から得られる価値と、分析実施時の開示負担（開示項目例：シナリオ、パラメータ、仮定、分析上の選択肢、予測財務影響）を、比較考慮する必要があります。シナリオ選定や仮定に関する米国の正式なガイダンスがないことから、米国銀行は（他のグローバルな規制当局が提示しているシナリオ分析に係る要求事項から知見を得つつ）、当面、シナリオ分析方法の詳細は各行で自由に決定することができます。

6. リスクの統合・ガバナンスの具体化：

本規則案では、定量的な排出量指標の開示だけでなく、開示期待が高まっている気候関連リスクや、リスク低減戦略、ガバナンスの開示についても言及されています。企業は、全体的なリスク管理体制に気候関連の検討事項をどのように組み込んだのか、また、取締役会および経営陣が管理・監督の役割をどのように果たすのかについて、記載が必要です。当該開示に関し、取締役会によるガバナンス1つを取ってみても期待される内容の水準はかなり高く、気候関連リスクを監督する取締役は誰か（あるいは何らかの委員会か）、取締役の気候関連リスクに関する専門知識の有無、気候関連リスクに関する取締役会での検討の頻度、取締役会への気候関連リスクに係る情報の提供方法といった開示が期待されています。これらの規則は、取締役会に特定の頻度・プロセスで気候について検討することを要求してはありますが、気候関連リスクに関して取締役会がより積極的な監督機能を担うことを、投資家および規制当局の双方が期待していることを示しています。また、特に、2021年11月の米国通貨監督庁（OCC）の長官代行マイケル・スー氏のスピーチ「[銀行の取締役会が問うべき5つの気候関連問題](#)」およびOCCの大手金融機関向け[気候リスク管理に関する諸原則案](#)を確認すべきです。こうした銀行監督当局による具体的な開示要求事項や規則が今後導入されることを見据え、取締役会、とりわけリスク委員会および監査委員会は、気候変動が自行に及ぼす影響に対する理解を深める必要があります。

7. 銀行の裁量による時間軸の決定：

SECは、企業が気候関連リスクに係るエクスポージャーを評価するにあたっての時間軸について、明確なルールは設けていません。そのため、本規則案では、短期、中期および長期という時間軸について具体的な期間設定はありませんが、銀行はこれらの期間について独自の定義を示す必要があります。TCFDは、資産の見積耐用年数を考慮するだけでなく、気候関連問題は徐々に進展し、完全に顕在化するまでに数十年を要する可能性があるという認識にもとづいて、時間軸を定義することを企業に提案しています。設定された時間軸のばらつきにより、開示の比較可能性が低下する可能性があります。検討事項が類似していること、主要な規制当局によるさらなるガイダンスの公表が想定されることを踏まえると、類似した時間軸に収束していく可能性が高いと考えられます。

8. 保証の義務付け：

本規則案は、大規模早期提出会社に対し、Scope1および2の排出量開示について独立の第三者による監査を求めることにより、GHG排出量開示の信頼性を高めようとしています。当該監査によって、投資家やその他の利害関係者は気候関連情報の信憑性を高めることができ、開示企業と利害関係者との信頼関係構築に役立ちます。なお、一部の企業は、GHG排出量の算出およびデータ作成を外部に委託することを検討していますが、このとき業務委託先の適切性確認などのため、別の監査提供者が必要になる場合があります。現時点においても気候の専門家は不足していることから、銀行は適格な監査提供者が見つかるのを待つことなく、積極的に探し始める必要があります⁹。また、独立した監査を受けるため準備として、業務プロセスやシステムなど、気候関連データに関する内部統制の整備状況を評価しておくべきです¹⁰。

9. 気候変動による財務影響の分析は困難：

本規則案は、気候関連事象および（低炭素社会への）移行活動が財務諸表の勘定科目に与える影響を、銀行が注記の形で開示することを求めています。また、気候関連事象および移行活動に関連する支出・コストも記載する必要があります。実店舗の業務中断や復旧以外で、銀行が気候関連事象による影響があると判断する主な分野の1つが、融資業務です。例えば、ハリケーンや山火事はその地域の住宅ローンポートフォリオに影響を及ぼすかもしれません。また、気候関連事象の発生時には、顧客に対して提供した融資の返済猶予等の影響についても確認・開示する必要があります。なお、より分析が複雑なものと

して、（気候関連事象または顧客の移行活動から生じる）市場リスクの変化または需要の変化に伴う潜在的な財務的影響があります。これらの影響を、その他の要因による財務影響から分離することは（現時点では）困難かもしれませんが、銀行はそれを可能にする新たな特定・分析方法を開発していく必要があるでしょう。

10. 次のステップ：

本規則案は、2022年5月20日または連邦官報掲載日から30日後の、いずれか遅い日までコメントを募集しています。本規則案に示されている最終化および実施のスケジュール（付録ご参照）からは、SEC委員長のゲイリー・ゲンズラー氏が可及的速やかにこれらの開示規則を施行したい意向であることが読み取れます。なお、共和党のSEC委員であるヘスター・ピアス氏と共和党議員の双方が強く反対を表明していることから、発効までの期間が長い場合、今後の選挙の結果次第では本規則が覆される可能性が高まります。ただし、SECの新たな執行部が最終規則を撤回することは困難であり、また撤回したとしても投資家は頑健な気候リスク情報の開示を要請し続けると考えられます。これらを念頭に、企業は次のような措置を講じるべきです。

- 本規則案の要求事項を慎重に検討し、自行のビジネスモデルにおける要求事項が明確でない分野があれば、当該分野についてコメントを提出
- 取締役会および経営陣による積極的な関与のもと、気候関連開示およびリスク管理に関する包括的な戦略を策定
- ギャップ分析を実施し、投資が必要な分野を判断（専任の気候スペシャリストの雇用、新しいデータソースの調達など）
- 気候指標を明確に定義し、信頼できるデータソースを特定し、算出方法を綿密に検討
- 気候関連情報を自行のデータ・ガバナンス・モデルおよび管理プロセスに組み込む

⁹ 適格なGHG排出量の監査提供者には、「GHG排出量の測定や、分析、報告、保証に関する豊富な経験」が求められます。当該提供者が資格を保持しているか、なんらかの監督検査制度の対象であるか、記録保存要件の対象であるかについて、開示が要求されます。

¹⁰ 本規則案は、新しい気候関連の開示（Reg S-K）が財務報告に係る内部統制に特有の経営者監査（404）の対象ではないことを明示し、これらの新しい要求事項は302にもとづく開示の内部統制・手続（DCP）の対象とされています。しかし、気候関連の影響に関する新たな脚注における開示（Reg S-X）は404にもとづく内部統制の対象となるため、これらの開示に固有の新しいプロセス・統制を404の要求事項にもとづいて評価し、設計する必要があります。

付録

本規則案では、提案された内容が2022年12月の発効日をもって適用され、提出企業の決算日が12月31日である場合には、以下の期日になるとしています。

提出会社の種類	開示期日	
	GHG排出量測定指標を含むすべての開示要求事項に係る提案：Scope1-2排出量、および関連する炭素強度（Scope3を除く）	GHG排出量の指標：Scope3排出量および関連する炭素強度
大規模早期提出会社	2023年度（提出は2024年）	2024年度（提出は2025年）
早期提出会社および非早期提出会社	2024年度（提出は2025年）	2025年度（提出は2026年）
小規模報告会社	2025年度（提出は2026年）	免除

提出会社の種類	Scope1およびScope2のGHG 開示期日	限定的保証	合理的な保証
大規模早期提出会社	2023年度（提出は2024年）	2024年度（提出は2025年）	2026年度（提出は2027年）
早期提出会社	2024年度（提出は2025年）	2025年度（提出は2026年）	2027年度（提出は2028年）

海外のお問い合わせ先

Adam Gilbert

Financial Services Advisory Regulatory Leader

Roberto Rodriguez

Managing Director of Regulatory Strategy

Brittany Schmidt

Banking and Capital Markets ESG Consulting Leader

Dan Ryan

Banking and Capital Markets Leader

Joseph Nocera

Cyber & Privacy Innovation Institute Leader

日本のお問い合わせ先

PwC Japanグループ

www.pwc.com/jp/ja/contact.html



加藤 雅也

Masaya Kato

銀行・証券インダストリー リーダー

堤 俊也

Toshiya Tsutsumi

金融サービス ESGリーダー

安達 哲也

Tetsuya Adachi

金融サービス アシュアランス ESG担当パートナー

エドワーズ・ショーナ

Shawna Edwards

金融サービス インバウンド ESG担当ディレクター

ティセヴェラシング・トゥレヴァー

Trevor Tisseverasighe

銀行・証券インダストリー 担当パートナー

永野 隆一

Ryuichi Nagano

金融サービス コンサルティング ESG担当パートナー

ヴォルコフ・セルゲイ

Sergey Volkov

金融サービス APAC ESG担当パートナー

www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立した別法人として事業を行っています。複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約9,400人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

PwCは、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwCメンバーファームが2022年3月に発行した『The SEC's climate disclosure proposal: 10 key points for banks』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

オリジナル（英語版）はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/us/en/industries/financial-services/library/sec-climate-disclosure-proposal.html

日本語版発行年月：2022年5月 管理番号：I202205-05

©2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.